建設企業常任委員会資料 2023年(令和5年)9月19日 水道局(総務担当)

議案第63号関連資料 明石市営水道事業における利益の処分に関する条例の一部を改正 する条例(案)の概要

# 1 改正理由

水道事業会計決算において生じた当年度純利益(純利益)について、当該利益の処分に係る規定に、「利益積立金」を追加し、また「建設改良積立金」の使途を拡充することで、水道事業の財政状況や時勢に応じ、より的確かつ柔軟な事業経営を行えるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

# 2 改正概要

条例第2条(利益の処分)において、新たに「利益積立金」を追加し、当該積立金の目的及び使途を定義するほか、所要の整備を図るものです。

(1) 第2条第1項

利益積立金を追加し、他の積立金と同様に 純利益の4分の1以上を積み立て

(2) 第2条第3項第2号 同条同項第3号

建設改良積立金の使途の改定 利益積立金の目的及び使途の追加

# 3 効果等

(1) 利益積立金の追加

純利益が発生した年度において、当該利益の一部を利益積立金に積み立てすることにより、仮に純損失が発生した年度には、適宜その積立金を処分(取り崩し)し、当該損失の補てん原資とすることで、次年度以降への損失繰り越しの低減を図るもの。

(2) 建設改良積立金の使途の改定

建設又は改良に要する経費において、工事費に限定せず、資本的整備に係る各種の分担金、負担金及び委託料など、水道資産形成に資する費用全般に、適宜積立金を処分できるようにすることで、財政運営の弾力性の増進を図るもの。

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。

### 5 その他

令和4年度決算における純利益の処分については、現行の条例に従い、減 債積立金及び建設改良積立金に積み立てる。